

# 介護保険関連車両の「警察署長の駐車許可」の取扱い

愛知県警察本部交通規制課

## 1 駐車許可要件

駐車許可は、下記のいずれにも該当する場合に限り許可されます。

- (1) 許可を受けようとする駐車の間  
ア 駐車に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えないこと。  
イ 駐車の間が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。
- (2) 許可を受けようとする駐車の間  
ア 道路標識により、駐車が禁止されている場所であること。  
イ 駐停車禁止場所（交差点、横断歩道等）、無余地場所、駐車方法違反（左側端に沿わない駐車等）になる場所でないこと。  
ウ 駐車の間が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を阻害するものでないこと。
- (3) 許可を受けようとする駐車の間  
ア 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。  
イ 道路使用に該当する用務でないこと。  
※ 例えば、移動入浴車で車内からホースを直結させて屋内に給湯する方法による場合は、道路使用許可の対象になります。

## 2 申請に必要な書類等 各2通

- (1) 駐車許可申請書 様式第10（第3条の5関係）
- (2) 許可を受けようとする車両の運転者の運転免許証の写し
- (3) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し  
従業員等の車両を使用する場合
  - 事業所が社用車として借り上げる契約書（写しでも可）
  - 駐車許可証（許可標章）を事業者が保管管理する誓約書（原本に限ります。）※ 誓約書の署名欄は、従業員の方が**直筆**で記載してください。
- (4) 許可を受けようとする駐車の間及びその周辺の見取り図（建物又は施設の名称が判別できるもので、当該駐車の間を明示したもの）
- (5) 事業者の指定通知書の写し
- (6) 訪問先の一覧表（住所・氏名を記載したもの）
- (7) 従業員の資格証の写し

### **3 申請先**

駐車を必要とする場所を管轄する警察署の交通課

※ 複数の警察署にわたるときは、それぞれの警察署長の許可が必要となります。

### **4 注意事項**

- (1) 許可を受けた場所で駐車をしている間は、車両の前面の見やすい箇所に駐車許可標章、駐車許可証及び見取図を掲出してください。
- (2) 駐車許可標章（駐車許可証）は、事業者が保管管理し紛失防止に努めてください。
- (3) 許可後に、訪問先が追加になった場合は、訪問先のリストと見取図を駐車場所を管轄する警察署に提出し、追加が可能か相談してください。
- (4) 借上車両を使用する場合に事業所の車両が5台以上となった場合は、安全運転管理者の選任届を事業所を管轄する警察署に提出してください。

### **5 問い合わせ先**

申請先の警察署交通課又は愛知県警察本部交通規制課にお尋ねください。